

(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署（所得税担当）におたずねください。

提出用

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者（共有者）の氏名		①（あなた）	②（共有者）	③（共有者）	④ 合計等	
取得した資産	家屋の取得対価の額	①	/			円
	各共有者の共有持分	②				—
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額（①×②）	③	円	円	円	
	土地等の取得対価の額	④	/			円
	各共有者の共有持分	⑤				—
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額（④×⑤）	⑥	円	円	円	
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額（③+⑥）	⑦					
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額	⑧			(A+B+C) 円	
	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨			(A+B+C) 円	
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩				
	連帯債務による当初借入金額	⑪	/			円
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫				

- ※1 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。）。
- ※2 ①欄と④欄の金額の合計額（以下「取得対価の額の合計額」といいます。）と、⑤欄及び⑥欄の⑩の金額と⑫欄の金額の合計額（以下「取得資金の額の合計額」といいます。）とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 - ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額（⑦-⑧-⑨）	⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	/
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合（⑬÷⑪） ※小数点以下第2位まで書きます。	⑭	%	%	%	%
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高（⑫×⑭）	⑮	円	円	円	100.00
各共有者の住宅借入金等の年末残高（⑩+⑮）	⑯				/

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署（所得税担当）におたずねください。
- ※2 ⑭欄の割合及び⑯欄の金額を各共有者の「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の④欄及び⑤欄に転記します。